

昭和三十二年政令第二百七十九号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第三条、第八条第一項第二号及び第三号、第五十九条並びに第六十四条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

（業種）

第一条 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「法」という。）第三条、第八条第一項第二号及び第三号並びに第五十二条の第四項に規定する政令で定める業種は、別表のとおりとする。

第二条 法第十四条の十一第一項（法第五十六条において準用する場合を含む。）に規定する常時使用する従業員の範囲に係る政令で定める業種は、クリーニング業とする。

第三条 法第十四条の十一第一項（法第五十六条において準用する場合を含む。）に規定する常時使用する従業員の数に係る政令で定める業種（振興計画の変更等）

組合又は小組合は、法第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた振興計画の変更を

しようとするときは、変更後の当該振興計画が

振興指針に適合し、かつ、前条に規定する基準に該当するものとして適当である旨の厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

（都道府県生活衛生適正化審議会）

大臣は、法第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた組合又は小組合が当該認定を受けた振興計画（前項に規定する変更の認定があつたときは、その変更後のもの）に從つて振興事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第七条 法第五十九条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 法第五十八条第二項に規定する都道府県生活衛生適正化審議会（次号において「都道府県生活衛生適正化審議会」という。）の構成員は、都道府県知事が次のイからハまでに掲げる者のうちから任命するものとする。

イ 学識経験のある者

ロ 生活衛生関係営業者の意見を代表する者

ハ 利用者又は消費者の意見を代表する者

二 都道府県生活衛生適正化審議会の構成員は、前項の規定によるもの並びに法第六十条第一項に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会及び全国生活衛生営業指導センターに係るものと除く。

前項の場合においては、法第九条第三項及び第五項（法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働大臣の権限で別表第七号及び第八号に掲げる業種に係るもの、法第五十二条の二及び第五十二条の三に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会及び全国生活衛生営業指導センターに係るものと除く。

前項の場合は、法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項から第三項まで（これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の十第二項、第

いて準用する法第十四条の十一第一項に規定する交渉をしようとするときも、同様とする。

前項の規定による申出をする者の数は、五人をこえではならない。

（振興計画の認定の基準）

法第五十六条の三第一項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該組合又は小組合の組合員の相当部分が

当該振興事業に参加するものであること。

二 当該振興計画に記載された振興事業の実施時期並びに資金の額及び調達方法が当該振興事業を確實に遂行するため適切なものであること。

三 当該振興事業が実施されることにより当該振興事業に係る営業の衛生水準の向上が図られ、かつ、利用者又は消費者の利益に資することとなると認められるものであること。

（振興計画の変更等）

組合又は小組合は、法第五十六条の三第一項に規定する認定を受けた振興計画の変更を

しようとするときは、変更後の当該振興計画が

振興指針に適合し、かつ、前条に規定する基準に該当するものとして適当である旨の厚生労働大臣の認定を受けなければならない。

（都道府県が処理する事務）

法第九条第一項、第十二条（これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第一項及び第十五条の十第一項（法第十四条の十二第三項、第十五条の十第一項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第一項及び第十五条の十第一項（法第十四条の十二第三項、第十五条の十第一項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第一項及び第十五条の十第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項並びに第二十二条（法第十四条の二第一項及び第十五条の十第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項並びに第二十三条（法第十四条の二第一項及び第十五条の十第一項において準用する場合を含む。）、第二十三条第一項及び第五項（これらを法第五十二条の三第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条（法第三十八条第五項、第四十九条第六項、第五十二条及び第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十二条の二及び第五十二条の三（これらを法第五十二条の二及び第五十二条の三（これらを法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の四第一項、第五十二条の七第三項、第五十六条の三第一項及び第四項、第五十六条の六第一項並びに第六十条第一項、第四項及び第五項並びに第六条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、法第九条第一項、第十一条及び第十二条（これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の十第一項、第十四条の十二並びに第

五十六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の権限で別表第七号及び第八号に掲げる業種に係るもの、法第五十二条の二及び第五十二条の三に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会に係るもの並びに法第六十条第一項に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会及び全国生活衛生営業指導センターに係るものと除く。

前項の場合は、法第十四条の十第三項及び第五項（法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項から第三項まで（これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の十第二項、第

衛生営業指導センターの行う法第五十七条の四第一項各号に掲げる事業に要する費用に対しても補助した費用について、厚生労働大臣が定める基準に従つて行うものとする。

法第六十三条第二項の規定による国補助は、各年度において全国生活衛生営業指導センターが行つた法第五十七条の十各号に掲げる事業に要した費用について、厚生労働大臣が定めた基準に従つて行うものとする。

（都道府県が処理する事務）

法第九条第一項、第十二条（これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第一項及び第十五条の十第一項（法第十四条の十二第三項、第十五条の十第一項において準用する場合を含む。）、第十四条の二第一項及び第十五条の十第一項（法第十四条の十二第三項、第十五条の十第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条第一項並びに第二十二条（法第十四条の二第一項及び第十五条の十第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条第一項並びに第二十三条（法第十四条の二第一項及び第十五条の十第一項において準用する場合を含む。）、第二十三条第一項及び第五項（これらを法第五十二条の三第一項において準用する場合を含む。）、第四十二条（法第三十八条第五項、第四十九条第六項、第五十二条及び第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項、第五十二条の二及び第五十二条の三（これらを法第五十二条の二及び第五十二条の三（これらを法第五十二条の十第一項において準用する場合を含む。）、第五十二条の四第一項、第五十二条の七第三項、第五十六条の三第一項及び第四項、第五十六条の六第一項並びに第六十条第一項、第四項及び第五項並びに第六条に規定する厚生労働大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、法第九条第一項、第十一条及び第十二条（これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の十第一項、第十四条の十二並びに第

五十六条の六第一項に規定する厚生労働大臣の権限で別表第七号及び第八号に掲げる業種に係るもの、法第五十二条の二及び第五十二条の三に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会に係るもの並びに法第六十条第一項に規定する厚生労働大臣の権限で生活衛生同業組合連合会及び全国生活衛生営業指導センターに係るものと除く。

前項の場合は、法第十四条の十第三項及び第五項（法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）、第十三条第一項から第三項まで（これらを法第十四条の十第三項において準用する場合を含む。）、第十四条の十第二項、第

六条の三第五項の規定は、適用しない。

（都道府県知事に適用があるものとする。）

（都道府県知事は、第一項本文の規定に基づく基準に従つて行うものとする。）

（都道府県が処理する事務）

法第五十六条の三第一項の規定により振興計画の認定をしたとき、第六条第一項の規定により振興計画の変更の認定をしたとき、又は同

条第二項の規定により振興計画の認定を取り消したときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、厚生労働大臣に報告するものとする。

（権限の委任）

この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

（施行期日）

この政令は、公布の日から施行する。

（附 則）（昭和三十六年一月二八日政令第一四三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

（附 則）（昭和三七年一月二六日政令第一四六号）

この政令は、公布の日から施行する。

（附 則）（昭和三七年九月五日政令第一五八号）抄

この政令は、昭和三十七年二月一日から施行する。

（附 則）（昭和三七年九月二九日政令第三八二号）

この政令は、昭和三十九年一二月二八日政令第

二四四号抄

（国の補助）

第八条 法第六十三条第一項の規定による国の補助は、各年度において都道府県が都道府県知事

の六第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとし、法第五十一条の規定による規制による申請をする者の数は、五人をこえではならない。

1

